

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

1 学校の取組

		生徒への指導等	学校の具体的取組	
1	いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすい授業づくりと望ましい集団づくりに努める。 ○人間関係づくりとコミュニケーション力育成の機会を設ける。 ○いじめについて主体的に考え、未然防止のために行動する機会を設ける。 ○道徳教育と人権教育を充実させる。 ○情報モラルやインターネットの危険性について理解させる。 ○体験活動やボランティア活動の機会を設ける。 <p>「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」 「規律」・「学力」・「自己有用感」 (きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められていると実感を持った生徒)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○授業改善、チャイムイン・チャイムアウト、遅刻指導、服装指導等を徹底し、良い授業環境・わかりやすい授業づくりを進める。 ○校内外の巡視を行い、死角を作らない。声かけ・生徒観察を行う。 ○家庭連絡を密にし、学校や家庭の様子を把握し合う。 ○毎朝、生徒玄関であいさつ運動を実施したり、分離礼の指導を行い、人間関係づくりとコミュニケーション力の育成を図る。 ○職員間で情報の共有・連携を高め、共通認識で指導にあたる。 ○LHR等で話し合いや学習を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。情報モラルやインターネットの危険性を理解させる。 ○ボランティア活動や地域と連携した行事を行う。 	
		2	いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○SHRや授業における日常的な生徒観察に努める。 ○定期的なアンケート調査及び個別面談を行う。 ○状況に応じ教室や部室等を巡回する。 ○スクールカウンセラーの活用を促す。 ○保健室、相談室及び電話相談窓口等の利用を促す。
3	いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。 ○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○保護者等と相談の上、医療機関を受診させる。 ○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。 ○いじめが継続しない環境づくりを行う。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを受けた生徒の安全を確保し、担任・学年が中心となり適切な初期対応を速やかに行う。 ○速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。 ○いじめを受けた生徒から状況を確認する。 ○いじめを行った生徒を別室に入れ、状況の確認、指導を行う。 ○必要に応じて医療機関を受診させたり、スクールカウンセラー及び養護教諭等が生徒の心のケアを行う。 ○「いじめ対策委員会」による調査の流れ。 <ul style="list-style-type: none"> ①いじめを受けた生徒・行った生徒から状況を正確に確認する。(学年・担任、生徒指導係が協力し、正確かつなるべく速やかに状況を把握する。) *いじめを行った生徒には「事実文」・「反省文」を書かせる。 ②双方の保護者に状況を伝える。保護者から誤解を受けないよう、なるべく速やかに連絡する。調査や指導の進捗状況をなるべく速やかに伝えながら、密に連絡を取り合う。 ③双方の生徒の言い分が異なる場合は、繰り返し確認を行う。それでも食い違う場合は、双方の言い分を正確に記録し、できる限りの事実の確認を行う。 *新たな事実に基づいて再度「事実文」・「反省文」を書かせる。 ④双方の言い分・確認できた事実等を正確に保護者に伝え、問題点を改善するためのアドバイス等を行う。 ⑤犯罪行為に相当する行為があった場合は、関係機関に相談しながら連携して対処する。必要な再調査を行う。 ⑥重大な事案は県教委に報告し、適切に対応する。 ⑦学校の立場にとらわれず、公正な調査を行う。 ○いじめを行った生徒には特別指導を行い、「いじめは絶対に許されないこと」を理解させる。また、適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○いじめを受けた生徒や家庭の要望等は、被害者の立場に立ってなるべく尊重する。 ○授業観察等を行い、問題が解消した後も引き続き観察を継続する。 ○学級担任等が一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。 ○校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
		暴力を伴わないいじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。 ○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。 ○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 	
	いじめを受けた生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。 ○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。 ○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 		
	いじめを行った生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○ひやかしかからかいなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、発見した教職員がその場でその行為を止める。 ○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。 ○関係する生徒を含め「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認する。 ○適切な時期に被害者に謝罪させる。 ○「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる。 ○状況に応じ特別指導を行う。 ○必要に応じてスクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 		
	ネット上のいじめ	<ul style="list-style-type: none"> ○安全を確保し、二次被害を防止する。 ○発見した教職員は「いじめ対策委員会」に速やかに報告する。 ○「いじめ対策委員会」が中心となり事実関係を調査・確認した上で、必要に応じて書き込み内容等を保存する。 ○スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。 ○いじめが継続しない体制づくり、環境づくりを行う。 ○解消したと思われる場合も状況確認を継続する。 		
	その他の生徒への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを傍観したり、はやし立てたりすることはいじめに加担していることと同じであることを理解させる。 ○周囲に流されず、自分の意志で正しい行動をすることの大切さを理解させる。 ○いじめを許さない集団となることの大切さを理解させる。 ○情報モラルやインターネットの危険性について理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年集会等で学年主任や生徒指導主事等が、左記内容等について継続的に指導する。 ○生徒会や委員会を中心にいじめ防止への意識を高める活動を行う。(いじめ防止キャンペーン(標語、ポスター等)、あいさつ運動等) ○「情報モラル講習会」(4月) <ul style="list-style-type: none"> 外部講師を招き、インターネットに潜む危険性や適切な使い方等について、全校生徒を対象とした講演会を行う。 	

2 家庭(PTA)、地域との連携

家庭(PTA)との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもとできるだけ多く会話し、気持ちを受け止めていただくよう働きかける。 ○子どもの努力を認めて褒めていただくよう働きかける。 ○学校からの配布物等に目を通し、学校の状況を常に把握していただくよう働きかける。 ○PTA総会や公開授業など、学校行事へ積極的に参加していただくよう働きかける。
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒への積極的なあいさつや声かけを行っていただくよう働きかける。 ○学校が行ういじめ防止活動等へ積極的に参加していただくよう働きかける。 ○いじめと疑われる行為を発見したら、学校へ通報していただくよう働きかける。 ○地域の行事等への生徒の積極的な参加を呼びかけていただくよう働きかける。